

官報

号外

昭和二十五年八月一日

○第八回衆議院會議録第十二号

昭和二十五年七月三十一日(月曜日)

議事日程 第十一号

午後一時開議

第一 檢察官適格審査会予備委員の選挙

第二 国土総合開発審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

第三 鉄道公安職員の職務に関する法律案(本院提出、参議院回付)

第四 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第五 低性能船舶買入法案(内閣提出、参議院回付)

第六 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 鉄道建設並びに電化促進に関する決議案(尾崎末吉君外十八名提出)(委員会審査省略要求事件)

第八 専任外相設置に関する決議案(小川平次君外十六名提出)

〔諸議日程は本号の末尾に掲載〕

●本日の會議に付した事件

官報号外 昭和二十五年八月一日

衆議院會議録第十二号

旧軍港市固有財産処理審議会委員任命につき同意の件

労働委員長の国鉄第二次裁定に関する同委員会における審査の中間報告

檢察官適格審査会予備委員の選挙

一八一

旧軍港市固有財産処理審議会委員任命につき同意の件

労働委員長の国鉄第二次裁定に関する同委員会における審査の中間報告

第一 檢察官適格審査会予備委員の選挙

日程第二 国土総合開発審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

日程第三 鉄道公安職員の職務に関する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第四 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第五 低性能船舶買入法案(内閣提出、参議院回付)

日程第六 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(今澄勇君外二十名提出)

日程第七 鉄道建設並びに電化促進に関する決議案(尾崎末吉君外十八名提出)

請願日程 傷い、恩給改正に関する請願外五百十二請願

石炭手当増額に関する請願外二百八十八請願

各常任委員会及び海外同胞引揚に關する特別委員会外一特別委員会における閉会中審査の件

漁港審議会委員任命につき同意の件及び国会法第三十九條但書の規定により議決を求めるの件

狂犬病予防法案(本院提出、参議院回付)

午後二時二十八分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。内閣から、旧軍港市固有財産処理審議会委員に荒井誠一郎君、長崎英造君、野村秀雄君、堀越三三君、山田義見君を任命するため、本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて同意を與えるに決しました。

労働委員長の国鉄第二次裁定に関する同委員会における審査の中間報告

○議長(幣原喜重郎君) 労働委員長から、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(議決第三号)、国鉄第二次裁定案につき、同委員会における審査の中間報告をしたとの申出があります。この際これを許します。労働委員長倉石忠雄君。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君 公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(第七回国會議決第三号)に関する労働委員会における審査の経過を報告いたします。

本件は第七国会において労働委員会に付託され、今国会に継続審査されることになったものであります。労働委員会におきましては、今会期中、運輸大臣、日本国有鉄道總裁、公共企業体仲裁委員長、国鉄労働組合中央執行委員長その他関係者の出席を求め、慎重審議の結果、国鉄の現在の経理状態においては、仲裁委員会の下した第二次裁定を今ただちに履行するに十分な財源を見出すことはできないが、あと一、二箇月を経過すれば相当の余裕を見出し、裁定の趣旨を実現し得るのではないかと、ある程度明るい見通しを持ち得るに至つたのであります。

かくて二十九日の委員会におきまして、自由党の島田委員より、本件ははなはだ重要な案件であり、さらに慎重審議を続けなければならないのであるが、会期も切迫している中で、議長に對し重ねて継続審査の申出をすることが適當であるから、さう委員会として決定せられたしとの動議が提出されました。国民民主党、日本社会党、日本共産党、労働者農民党の各党代表者は動議に反對の意向を述べられましたが、本件は継続審査を求むべきものであると決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

第一 檢察官適格審査会予備委員の選挙

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、檢察官適格審査会の委員柳澤善男君の予

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

備委員加藤隆太郎君が辞任せられまし
たので、この際檢察官適格審査会の予
備委員の選挙を行います。

○今村忠助君 檢察官適格審査会の予
備委員の選挙は、その手続を省略し
て、議長において指名されんことを望
みます。

○議長（幣原喜重郎君） 今村君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと
認めます。よつて議長は尾関義一君を
檢察官適格審査会の委員柳澤義男君の
予備委員に指名いたします。

第二 国土総合開発審議会委員任
命につき国会法第三十九條但書
の規定により議決を求めるの件

○議長（幣原喜重郎君） 日程第二につ
きお諮りいたします。内閣から、国土
総合開発審議会委員に衆議院議員庄司
一郎君、同松野頼三君、同吉田安君を
任命するため議決を得たいとの申出が
ありました。右申出の通り決するに御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと
認めます。よつてその通り決しました。

第三 鉄道公安職員の職務に関する
法律案（本院提出、参議院回付）
○議長（幣原喜重郎君） 日程第三、鉄
道公安職員の職務に関する法律案の参

議院回付案を議題といたします。

鉄道公安職員の職務に関する法律
案

右の貴院提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに回付する。

昭和二十五年七月三十日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎

（小字及び一）は参議院修正
（小字及び二）は衆議院修正

鉄道公安職員の職務に関する法律
案の一部を次のように修正する。

（職務）

第一條 日本国有鉄道の施設内にお
いて公安維持の職務を掌る日本国
有鉄道の役員又は職員で、法務総
裁と運輸大臣が協議をして定める
ところに従い、日本国有鉄道總裁
の推せんに基づき運輸大臣が指名し
た者は、これを鉄道公安職員と称
し、日本国有鉄道の列車、停車場
その他○鉄道施設内における犯罪
並びに日本国有鉄道の運輸業務に
對する犯罪について捜査すること
ができる。

（捜査の場所的制限）

第二條 前條の捜査は、日本国有鉄
道の列車、停車場その他○鉄道施
設以外の場所においては、行うこ
とができない。

（武器の使用）

第八條 鉄道公安職員は、その職務
を行うに当り、特に自己又は他人
の生命又は身体の保護に關し、や
むを得ない必要がある場合、○相當
の理由がある場合においては、その職務に
關し合理的に必要であると判断される限度にお
いて、武器を使用してはならな
い。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしま
す。本案の参議院の修正に同意の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

第四 関税法の一部を改正する法
律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第四、関
税法の一部を改正する法律案の参議院
回付案を議題といたします。

関税法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三條によりここに回
付する。

昭和二十五年七月三十日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎

（小字及び一）は参議院修正
（小字及び二）は衆議院修正

第百二條ノ三を第百一條ノ四と
し、以下第百一條ノ六までを一條と
し、繰り下げ、第百一條ノ二の次に次
の一條を加える。

第百一條ノ三 税関官吏ハ刑事訴訟
法第二百三十三條ノ規定ニ依リ逮捕
狀無シテ現行犯人ヲ逮捕スルコ
トヲ得

第百一條ノ七を第百一條ノ八と
し、同條の次に次の一條を加える。

第百一條ノ八 税関長ハ私設ノ保税
地域其ノ他關稅法規ノ適用上特殊
ノ取扱ヲ為ス場所ニ税関官吏ヲ常
時派出スルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ当該關稅施設ノ定員ハ行政機
關職員定員法ノ定ムル所ニ依リ同
法第二條第一項ノ定員外ト為スコ
トヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十
四年法律第二百六十六号）の一部を
次のように改正する。

第二條第一項の表大藏省の項中
「本省一三、一七三人を」本省「
一、二、六九三人に、」計「一八六、〇
八八人を計「一八五、六〇八人」に
改め、同表合計の項中「八七二、〇
八一人を」八七二、六〇一人に改
め、同條第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を同條第三項と
し、以下一項ずつ繰り下げ、同條
第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める大藏省の○職員
の定員の外、○私設の保税地域
その他關稅法規ノ適用上特殊の
取扱をする場所に○常時派出す
るため、○税関に○予當の範囲内
において、政令の定めるところ
により、必要な職員を置くこと
ができる。

3 行政機關職員定員法の一部を改
正する法律（昭和二十五年法律第
百四十号）の一部を次のように改
正する。

附則第四項中「第二條第一項」を
「第二條第三項」に改める。

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしま
す。本案の参議院の修正に同意の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

第五 低性能船舶買入法案（内閣
提出、参議院回付）

○議長（幣原喜重郎君） 日程第五、低
性能船舶買入法案の参議院回付案を議
題といたします。

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

（賛成者起立）

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よ
つて参議院の修正に同意するに決しま
した。

低性能船舶買入法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年七月三十日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

低性能船舶買入法の一部を次のように修正する。

第十條 前條の支拂は、買入契約で定めるところにより、一の銀行日本銀行を除く。に設けられた当該船舶を政府に売却した者の別段預金の勘定に拂い込むものとする。

(拂戻の制限)

第十一條 買入契約においては、当該船舶を政府に売却した者が前條の規定によりその別段預金の勘定に拂い込まれた金額を、○左の各号に掲げる債務を完済した場合又は左の各号に掲げる債務がない場合の外拂戻を請求しない旨を定めなければならない。

一 当該船舶を政府に売却した者が、その売却にあたりその使用人が組織する労働組合との間に使用人に対する退職金の支拂のための労働協約を締結した場合におけるその退職金の債務
二 当該船舶を政府に売却した者が、この法律公布の際○有する

債務

三 当該船舶を政府に売却した者が、第八條第一号に掲げる船舶会館の持分の買取又は同條第二号に掲げる先取特権若しくは抵当権の消滅のため有することとなつた債務

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第四項までの規定は、昭和二十五年九月一日から施行する。

(船舶運航令の改正)

2 船舶運航令(昭和二十五年勅令第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 内航船舶(第四條第十一條)」を「第二章 創設」に改める。

第二章 創設

第四條から第十一條まで 創設(経過規定)

3 昭和二十五年八月三十一日まで引き続き三十日以上したけい船に係るけい船補助金の支給については、なお従前の例による。

4 政府は、船舶運航令に規定する内航船舶の所有者(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借(期間、船を含む)の場合には船舶借入人)が、その船舶をこの法律施行の際現にけい船し、昭和二十五年八月三十一日まで引き続き

十日以上三十日未満の期間けい船したときは、その者に対し、けい船補助金を交付する。この場合においてけい船補助金の支給については、改正前の船舶運航令の規定の例による。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第六 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第六、昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。文部委員会理事岡延右エ門君。

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

第一條 公職選挙法(昭和二十五年

法律第百号)第三十三條第六項の規定によつて昭和二十五年十月五日に行われるべき教育委員会の委員の定例選挙は、同項の規定にかかわらず、同年十一月十日に行う。

(教育委員会が新たに設置される市における教育委員会の委員の選挙の期日及び教育委員会の成立の日)

第二條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行う。

2 前項の規定による選挙が行われる市については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第八十八條第一項及び第二項中「十一月一日」とあるのは、昭和二十五年に限り、「十二月一日」と読み替へるものとする。

(任期満了後における職務執行等) 第三條 教育委員会の委員で、昭和二十五年十月四日にその任期の満了する者は、引き続き同年十一月九日まで委員としての職務を行うものとする。

2 前二條の規定によつて選挙された教育委員会の委員の任期は、公職選挙法第二百五十八條第二項の規定にかかわらず、昭和二十五年

十月五日から起算するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 教育委員会法の一部を次のように改正する。

第七十條第一項中「昭和二十五年十一月一日」を昭和二十五年十二月一日に改める。

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年七月二十六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(本号の附録に掲載)

(岡延右エ門君登壇)

○岡延右エ門君 たいだいま議題となりました昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案につき、文部委員会における審査の経過並びに結果についてその大要を御報告申し上げます。

本案は、去る第七国会において制定施行されました公職選挙法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によつて本年十月五日に行われることになつてゐる教育委員の定例選挙と、新たに教育委員会を設置しようとする市における教育委員の選挙が、本年十月一日を期して全国一斉に行われる国勢調査とその期日が接近してゐるため、選挙の執行にあつて種々の支障を生ずることが予想されますので、本年度においては特に十一月十日に延期してこれを行おうとするものであります。以上が政府原案の要旨でございます。

右御報告申し上げます。
○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。坂本泰良君。

〔坂本泰良君登壇〕

○坂本泰良君 ただいま議題となりました法案に対して、日本社会党を代表して反対の討論をいたすものであります。

本法案は、ただいま委員長が報告されました通り、教育委員の選挙の十月五日を十一月十日まで延期するといふ、簡単な改正の法律案であるのであります。しかしながら、この簡単なところ、われわれ社会党といたしましては、非常なる法の權威と、それからその内部に包蔵されておるところのその陰謀に対して、断固これに反対せざるを得ないのであります。

その第一は、国勢調査が行われるので、これと一緒にいつてはいけないから延期するといふのであります。しかしながら、この国勢調査は五年目に行われるものであります。この五年目ごとに行われるところの国勢調査を重視いたしまして、教育の根本であるこの教育委員の選挙を一箇月延期せんとするといふのは、これはわれわれが最も重視いたしておりますところの教育委員の選挙のこの法案を軽視するものであります。この法案が制定されるに当たりに、国勢調査が本年行わ

れることは、すでにわかつていたのであります。それをそのままにしておきまして、そうして現在まで放任しておき、現在になつて、この二つが対立するといふことがわかりまして、あつて教育委員の選挙を延期せんとするものであります。かような意味におきまして、この教育の大道を軽視するところの政府の不見識に對しまして、われわれは絶対賛意を表することはできないのであります。(拍手)

次に、前回の教育委員の選挙にあつては三億五千万円の費用を要しておるのであります。今回のこの教育委員の選挙にあつて、これ以上の額を要するのであるといふことは、政府委員の説明によりまして明らかであるのであります。この三億五千万円という金額は、全国一万二千の市町村の職員の一箇月の経費に値するものであります。かような点について政府は何ら考慮することなく、ただ單に教育委員の選挙の延期のみを考えておる。

これはまさに泥な方式に、国勢調査と重複になるからと、あつてこの教育委員の選挙を延期するといふ不見識に基くものであります。また、かようにいたしまして教育委員の選挙を一箇月延期するといふことは、教育委員の職務と教育行政との間におきまして一箇月の空洞を生ずるのであります。われわれが最も重視しておりますところのこの教育を軽視するものはなだ

しいものであります。
次にわれわれが最も重視いたしますのは、本法案はわずかに一箇月の延期でありながら、この一箇月の延期によつて十一月の十日に選挙をするといふこの裏において、自由党の諸君が重大なる陰謀を含んでおるといふことを、われわれは感知いたしたのであります。それは、今回の参議院議員の選挙におきまして、日教組六十万の教育者の支持を、遺憾ながら自由党の諸君は得ることができなかったものであります。しかし、社会党のこの主義、政策を支持したものであります。その結果が自由党の敗北となり、日教組関係から出た数名の候補者が全部当選をいたしました。社会党に所属をいたしましたのであります。これに自由党の諸君は、大いに考へるところがありまして、教育者に対する政治活動の制限と、このことを痛切に感じ始めたのであります。

参議院が本法案を審議するにあたりましては、まだ内面的にこれをやつていたのでありますから、馬脚を現わさなかつたのであります。参議院を通過いたしました。衆議院の審査にあたりますと、その馬脚を現わしたのであります。すなわち二十七日の朝、地方行政委員会と文部委員会の連合審査をなす部屋におきまして、教育地方公務員法の特例に関する法律案という怪文書が現れたのであります。またそ

の夕方朝日の夕刊においては、公職選挙法の第百三十七條の改正をするという新聞の発表があつたのであります。聞くところによりますと、自由党は、この百三十七條の教育者の選挙運動の制限をせんがために、これには私立大学の教職者も含めた選挙運動の禁止の條文をつくりまして、ある政党に共同提案を申し入れたのであります。それが拒絶せられまして、遂に現在までさやみになつておるのであります。この点についてわれわれは重大な関心を持ち、本法案の一箇月延期に對して反対せざるを得ない点があるのであります。

そも、教育の大道は、戦前におきましては、この教育については言論が圧迫せられておりました。国民は広い知識も情報も批判も許されなかつたのであります。すなわち、よろしむべし、知らしむべからずといふことになつておりました。国民は馬車馬のよう

に一つの方向しか見せられず、政府の考へておることはすべて正しいといふことにさせられておつたのであります。それがゆゑに、わが日本は、かような敗戦のうき目を見たのであります。終戦になりました。言論の自由が回復いたしました。日本國憲法が確定いたしました。民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献する決意をわれわれ國民は示し、この理想の実現は根本において教育の

この理想の実現は根本において教育の

かくて委員会は、二十九日、本法案に對する質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員は自由党を代表し、小林委員は国民民主党を代表してそれ／＼賛成の意を表せられ、坂本委員は社会党を代表し、今野委員は共産党を代表してそれ／＼反対の意を表せられました。続いて採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと決定したのであります。

この理想の実現は根本において教育の

この理想の実現は根本において教育の

この理想の実現は根本において教育の

この理想の実現は根本において教育の

力にまつべきものである。そして昭和二十二年の三月、教育基本法を制定したたのであります。そして、この教育基本法によりまして教育の大道が確定をいたしましたのであります。その第八條によりまゝと、政治教育のところに「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ。」と定めてあるのであります。

第七国会において公職選挙法を制定するにあたりまして、教育者の選挙運動をいかにするかということが議題になつたのであります。われ／＼は、この基本法に基きまして、教育者の政治活動並びに選挙運動についてはこれを制限すべきでないということを主張いたしたのであります。その結果は、第三百三十七條におきまして、教育者が学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用しての選挙運動だけは、これだけはできないというふうにきめたのであります。この教育基本法第八條と、この公職選挙法第三百三十七條によりまして、教育者の選挙運動並びに政治活動は確定をいたしたのであります。この原則に基いてやつたならば、日本国憲法において認められ、教育基本法に認められておるところのこの教育者が、真に良識ある教育者として国民の教育指導に当ることができるのであります。

しかるに、この公職選挙法第三百三十

官報号外 昭和二十五年八月一日

七條を、自由党の諸君が、單に参議院の選挙に負けただけに、この法案を一月延期して、そして……（だれが負けたと呼び、その他発言する者多し）負けたりやないか。これを改正して、そして今度の教育委員の選挙に教育者の活動を禁止してやろうというのである。（拍手）かつて自由党の諸君は、あの第二次吉田内閣の際において選挙に負けそうになつたから、大選挙区を中選挙区に変更したのであります。（拍手）そして、その結果は自由党が大勝を得たのであります。かようにやつたところの自由党の諸君——やはり教育の大道も義理も何も放棄して自己のために盡さんというのが資本主義であり、自己主義の権化であるところの自由党であるのであります。（拍手）われわれは、全八千万の国民のために、また六十万の教育者のために、かかる陰謀に対しては断固……。

○議長（幣原喜重郎君） 坂本君——坂本君……。

○坂本喜重郎君（続） 断固反対しなければ……。

○議長（幣原喜重郎君） 坂本君、申合せの時間が過ぎました。

○坂本喜重郎君（続） 断固としてこれに反対をいたさなければならぬのであります。かように憲法上の基本的人権を蹂躪し、教育基本法を無視し、教育者の政治活動を禁止しようという陰謀を含むところの本法案の一箇月の延期

に対しては、われ／＼は断固として反対をいたすものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 若林義孝君。〔若林義孝君登壇〕

○若林義孝君 ただいま上程になつております教育委員会の委員の定例選挙に對して特例を設けますこの法案に對しまして、自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。（拍手）

ただいま社会党の坂本議員より、るる述べられたのであります。その反対の理由は、單に反対のための反対でありまして、なおまたわれ／＼の美しい明らかなる心理から考えまして、これに對してわれ／＼の想像も及ばないことを反対の理由にあげておるのであります。一にこの反対の理由とせられておりますところを、またわれわれの見方からかく見るといふことを申し上げて御賛同を得たいと思つております。

坂本議員は、この選挙期日一箇月余を延期することを教育の利便である、輕んずるからであると言われるのであります。先ほど来委員長の報告にもありましたように、これは今年行われまう大規模な国勢調査の事務と時を同じくする。もしもそのとき、この特例を設けずして同時に国勢調査とこの選挙を行いますならば、おそろくたたいま反対をする諸君は、この国勢調査を教育委員の選挙に利用するのではない

かといふことを反対の理由にするであらうと私は考えるのであります。われわれは教育の神聖をとりとんでおります。それがために、この大規模に行われまう国勢調査とその時期をはずしてやめる。国勢調査の事務が選挙に利用せられるというそりを避け、ここに教育のとうとさを守るために延期せられたものであると信ずるのであります。教育輕視のために延期するといふこのことは意味をなさないのである。何ら反対の根拠とならざることをここに明言するのであります。

また経費の点であります。経費の点をあげて反対理由とせられておるのであります。これを一箇月延ばしたからと、また延ばさないからと、私はこれは相当研究を要することだと思ひますけれども、ここに反対の理由——教育の神聖を保持せんとしてこの一箇月延ばした、この重大な事柄と照し合せてみると、経費云々をもつて反対の理由にするとは當を得ざる議論であると考えるのであります。なお一箇月延期するならば、教育事務におけるところの一箇月の空白を生ずるではないかとの議論をお吐きになつておられますが、これは迷ふところの迷ではないかと思ふのであります。この教育委員会の委員の改選は、半数を改選するといふことになつておるのであります。そのときに任期が切れて半数になつたから

といふことを理由にして、この教育事務の滞滯を云々するといふことは、残つた他の委員の方たちに対するきわめて侮蔑的な言を吐くものであると私は思ふのであります。

なお陰謀といふ言葉をもつて反対の理由にせられたのであります。私たちが、その理由がわからぬのであります。ここに申し上げたいと思ひますのは、参議院議員選挙におけるあの事例を見まして、社会党の味方は日教組であるがごとくとなえられておるのであります。日教組六十万の諸君が、これを聞かれてどう考えられるか。あの職員組合のごときが一致党政派に偏重し、傾くべきでないことは、皆様方の御承知の通りであります。ゆえに、私は他のことは申しませんが、岡山県の教職員組合のごときは、断じて社会党を支持しておりません。もしも社会党を支持しているとするならば、この議場がほとんど社会党議員で満たされなければならぬのに、自由党なり国民民主党の議席によつて占められているところを見ましても、またかういふことをもつて自己のかつてな判断によつて陰謀と結びつけられて来ていることがわかると思ひます。私は、労働組合なり学生運動なりを政党的に指導するといふ氣持は、指導者としては持つべきものではないと思ひます。過激派、ある政党が学生の指導の任に當つたかのごとくやつて、このあや

まれる学生指導が、学生の活動を学内において禁止するところの処置に出でざるを得なくなつた。これと同じように、もし、あるうぬぼれを持つところの社会党議員の多くおられる県においては、おそらく組合活動に偏頗的な政治活動をやつたに違いないのであります。こういうものがあるとするならば、自然に今選挙運動をたくましくして、出して来るであろう、あるいは陰謀であろうというような法案は、われわれ他から出すにあらずして、この気持を持ち、うぬぼれを持つところのものから、この教職員組合のごときものの政治的活動を是正し、正しく導く法案を考慮すべきが、真に教育の神聖を保つものだらうと思ひます。私は、それは自己の願望な心事によつて他の清らかなるものな心事をはからうとして、この法案に反対するものであると思ふ。私は、これこそわれわれの美しい氣持から考えたときに、反対の理由には全然なつていないと申し上げるものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

あくまでも良識ある教育関係者の心持を伸び／＼と伸ばすということが、われわれの念願するところでありますが、ただいまのうぬぼれを持つところの方たちの反省を促して行きたい。岡山県のごとき私の一番よく知つておるところから考えますと、別に諸君が考えるようなことは理由にならないというこ

とを申し上げておきたいと考えるのであります。

なお反対の方たちの理論といたしましては、繰上げ論が出ておつたのであります。繰上げ論も一応は議論になるかもしれませんが。あるいは農繁期であることを云々して反対の理由を述べたのを聞いたのであります。日本という国は、北海道から鹿児島まで、おそらく一、二箇月時局的の期間が違つておりました。全部農閑期をねらうという理想の期日というものはあり得ないのであります。ここに私たちの單に純粹な、事務的に考へて一個月を延期するということが、諸君のうるわしい心持にそのまま受け入れられて、この神聖なる教育委員の選挙が、他から種々論議せられるようなことなしに完全に行われ得ますことを念願して、この法案に對して賛成をするものであります。(拍手)

○副議長(岩本健行君) 今野武雄君。

〔今野武雄君登壇〕

○今野武雄君 私は、日本共産党を代表いたしましたとして、本法案に反対の意を表明せんとするものであります。

ただいまの若林君の賛成演説を聞いていますと、賛成すべき理由を一つも述べていないのです。実際これは簡単な法案ではあります。しかし、さつき坂本君も言つておられるように、相当政治的な含みが入つておる。そればかりではない。これはこれから述べますよう

に、国民から政治に參與する重要な機会を奪い去るものであります。特に教員に對しては、この教育委員の選挙に積極的に参加するような機会をまつた。奪い去つてしまふのであります。従つて今いろいろな方面でやつております。この吉田政府が独裁政治を打立てんとする、そういう仕事の一段である、こういう意味で私は反対するわけであります。その反対が何ら理由のないことではないといふことを申すために、私はいろいろな事実をあげたいと思ひます。

第一は、第七国会でも教育委員会法の改正といふことがあつたのであります。そのときに、やはりこの選挙期日がいへん問題になつたのです。ところが、そのときには、ついでこの間のことでしたから国勢調査が十月一日にあるといふことはよくわかつておる。国勢調査のやり方がかわつて、四十万人からの調査員が一戸別訪問すること、ちやんとわかつておるのです。それであるのに、そのときには——教育委員会法の改正をやつたときには、この期日の変更といふようなことについては何ら触れていない。この点を文部省の政府委員に突つきますと、どうもしどころもどろの返答をしておるのであります。結局その第七国会の當時において、国勢調査といふような事務的な理由のために、こういう重要な教育委員の選挙を延期するような意思が

政府に少しもなかつたといふことは明らかであります。従つて、今回のこの特例法案を出しましたについては、第七国会以後においてもその理由が生じたと見るよりいたし方がないのであります。

そこで第二の事実がここにあるわけなのであります。それは、やはりこの間の委員会の審議上明らかになつたことでもあります。参議院の選挙でもつて日教組が大部分進出した。これに對して、文部省のある局長は、教員が日ましく進出したといふ言葉を使つておられます。日ましく進出したのことに對して文部省が調査することになつた。そして特に教育委員会に通報をせしめて、教員の選挙運動について調査をしております。その中には選挙違反の調査といふような越権行為まで含まれておるのであります。そういうようなことをやつていふといふことを、文部省ははつきり認めておる。そして、それと呼応するがごとくに——自由党では、あまり政府でやつたんじやみつともないと思つたんでしよう、自由党の提出といふことでもつて、一つには教育公務員特例法の一部を改正するといふ形で、もう一つは公職選挙法の第三十七條を改正する、こういう形でもつて教員の政治活動、ことに選挙活動を禁止する、そういう法案をちやんと仮提出しておる。ところが仮提出したとなると、教

員が騒ぎ出して、国会へ押し寄せて来た。日教組の連中が国会へ押し寄せて来たので、そいつをひつて込めてしまつた。こういうような醜態をさらしておるのであります。従つて、今回は間に合わないけれども、この次の九月に開かれるといふ臨時国会においては、これを出して、むりやりに通過させるといふことは、これはもう明らかであります。そればかりじゃないのだ。地方自治庁関係の政府委員の言明するところによりますと、九月の臨時国会では必ず地方公務員法を出すといつておるのです。そうすれば、やはり公立学校の教員は、少くとも政治活動を制限されることになるわけであります。

私は、そこでもつて文部省の政府委員に聞きました。あなたは、一体この定例通りに十月五日に教育委員の選挙があれば、教員は今まで通りに選挙活動はできるけれども、しかしこの法案のように十一月十日に延ばすといふことになると、選挙運動はできなくなる。見通しがあると思ふけれども、その点はどうかといふことを質問したらば、御説の通りですと答えた。そしてみれば、いくら否定しても、客観的にはこれだけの事実が上つておれば、この政府が特例を設けようとする意図は、はつきりと教員を選挙から締め出そうといふことにあることは明らかであります。單に国勢調査といふことだけならば、これは公職選挙法にも繰上げの

規定がありますから、選挙を繰上げて九月十日ごろにするということも十分であります。それをやはり延ばすということについては、そういう意図があると言われてもしかたがない。

ところが、もう一つ問題があります。それはどういふ問題かといいますが、公職選挙法によりますると、十月五日に選挙が行われる場合には、その機会に地方議会の補欠選挙が行われるわけでありま。それで、私は全国選挙管理委員会の事務局長に、どのくらいの選挙が行われるかという報告を求めましたところが、事務局長の言

うには、現在欠員のある選挙区数は、都道府県で約一割、それから市町村で約半数であるというのであります。これは十月になれば、さらに数が増えることは必至であります。それで十月五日に教育委員の選挙をするときには、それだけの自治体の補欠選挙もまた行われるわけでありま。市町村によりましては半数以上になるわけでありま

す。ところが十一月十日に選挙が行われるということになりますと、これは来年の四月に定例の選挙がありますから、その六箇月以内ということで、この地方の補欠選挙は行われないことになるのであります。

そうすると、申すまでもなくこの選挙というものは、今のところ、ともかく国民が政治の上に積極的に参加する唯一の機会なんです。ことに今日のよ

うに非常に変化のはげしい時代、一箇月が十年にも相当するようないう時代に於いて、この貴重な国民の参政の機会を奪うということは、これ自身相当大きな罪悪であります。それが国勢調査の都合というやうな事務的な理由によつて行われるに至つては、まさにこれは官僚的な、ファツシヨ的なやり方と言われてもしかたがないわけでありま。

それで、私は天野文部大臣に対して、今までのいふ／＼な事実を並べて、一体どう考えるのかと質問した。そうすると、大臣の言のうちに、私はま

つたく事務的なことだと思つておりまして、そういう政治的なことについてはわかりませんでした。わからないからお答えできません、こういうような答えをしておるのであります。この点

を見ても、吉田内閣は、閣内において、あの天野さんのような人のいい文部大臣に対しては自分の意図を隠して、こういうごまかしをやろうとしておる。そのことは明らかであります。文部大臣は事務的の一使用人にすぎないといふことは明らかであります。

ともかく一昨年、あの公務員法、昨年は公共企業体労働関係法といふ／＼なものが制定されて以来、政府はしきりに勤労階級の政治活動を制限あるいは禁止しておるのであります。この法案のわらいといふのも、やはりこの勤労階級である教員が政治的活動に

積極的に參與する。そういう機会を剝奪するといふ点にあるわけでありま

す。ところがボツダム宣言あるいは極東委員会の十六原則などによりますると、日本の民主化の根本は勤労階級が政治的に活動するところにあるのだ、これによつてのみ日本の民主化といふものはなしと進められるのだといふことを申しておるわけでありま。次に勤労階級から政治的活動の自由を剝奪して行くこの吉田内閣の反動性といふものは、今回の措置によつても遺憾なく暴露されておるわけでありま

す。(拍手)これは朝鮮事件の進展。あるいは第三次大戦に備えて植民地的なファツシヨ態勢を樹立しようとするこの政府の政策の一環であります。そういう意味で、小さいことのように

でありますけれども、われ／＼の見のがすことのできない重大な意味を持つておるわけでありま。われ／＼が反対するのは、こういう意味合いからでございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めま。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(今澄勇君外二十名提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、今澄勇君外二十名提出、協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めま。よつて日程は追加せられました。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めま。大蔵委員三宅則義君。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案
協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案
協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。
3 大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合において、は、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反すると

きを除いて、免許しなければなら

ない。
附 則
この法律は、公布の日から施行す

る。
協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案(今澄勇君外二十名提出)に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

〔三宅則義君登壇〕
○三宅則義君 たい、議題となりました協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げたいと存じます。

この法律は、協同組合による金融事業に對する免許を大蔵大臣の自由裁量にまかせることなく、その定款、事業の方法または事業の計画が法令の規定に違反しない限り免許することを要することと改正しようとするものでございます。

この法案は、七月二十九日、本委員会に付託せられまして、本三十一日、提出者今澄勇君より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、有田二郎委員、田中啓一委員、三宅則義委員、竹村奈良一委員等より活発なる質疑がかわされましたが、その詳細につきましては速記録によつて御了承願いたいと存する次第であります。

次いで奥村八十郎委員は、共産党を除く各派共同提案による修正案を提出せられました。その修正案は次の通りであります。協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。すなわち「法令の規定に違反する」を「法令の規定に違反し又は政令の定める基準に適合しない」に改める。以上が修正案であります。修正の理由といたしまして述べられました点は、現在の金融情勢その他各般の事情から考えまして、免許につき政令で一定の基準を定める必要があるというのであります。

第七 鉄道建設並びに電化促進に関する決議案（尾崎末吉君外十八名提出）（委員会審査省路要求事件）

○副議長（岩本信行君） 日程第七は提出者より委員会の審査省路の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。

日程第七、鉄道建設並びに電化促進に関する決議案を議題といたします。提出者の越旨弁明を許します。尾崎末吉君。

鉄道建設並びに電化促進に関する決議案

戦後荒廃せる国土に過剰なる人口を擁するわが国が、経済的且つ文化的に立ち直るためには、交通機関、なかんずく鉄道の整備と建設拡充とを前提条件とするのである。今や鉄道の復興顯著なるを見るも、新線の建設はほとんど行われず、既成線の電化また小線に止まる。

以上、簡単ながら御報告申し上げる次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

困難を理由に、利用せらるべき国土、開発せらるべき資源は徒らに放置せられ、文化の浸潤また遅々たる実情にあり、国民の期待要望に反すること大なるものがある。

よつて政府は、国土総合開発の一環として、道路港湾その他の開発公共事業に對すると同様に、開発用鉄道並びに鉄道電化のため、出資、補助等あらゆる可能な積極的助成手段を講じ、もつて国有鉄道をして速やかにこれが実現に邁進せしむべきである。

右決議する。

（尾崎末吉君登壇）

○尾崎末吉君 私は、ただいま上程せられました鉄道建設並びに電化の積極的促進に関する決議案に對する提案者として、自由党、国民民主党、社会党、農民協同党、労働者農民党、社会革新党、公正倶楽部、新政治協進会を代表いたしまして、その提案理由の趣旨を説明いたします。

まず決議案を朗読いたします。

鉄道建設並びに電化促進に関する決議案

戦後荒廃せる国土に過剰なる人口を擁するわが国が、経済的且つ文化的に立ち直るためには、交通機関、なかんずく鉄道の整備と建設拡充とを前提条件とするのである。今や鉄道の復興顯著なるを見るも、新線の建設はほとんど行われず、既成線の電

化また小線に止まる。

かくて国有鉄道の財源と採算との困難を理由に、利用せらるべき国土、開発せらるべき資源は徒らに放置せられ、文化の浸潤また遅々たる実情にあり、国民の期待要望に反すること大なるものがある。

よつて政府は、国土総合開発の一環として、道路港湾その他の開発公共事業に對すると同様に、開発用鉄道並びに鉄道電化のため、出資、補助等あらゆる可能な積極的助成手段を講じ、もつて国有鉄道をして速やかにこれが実現に邁進せしむべきである。

右決議する。

この決議案の内容たる鉄道建設の促進と鉄道電化の促進とは、ともに別個に去る第七国会において決議せられたのであります。その実現の必要性はいよいよ大きさを加え、国民の要望はますます切実なるものがあるのであります。また昨年度の下半期からは、鉄道の収入の成績は終戦後初めて上り坂となり、戦後史上にさんたんたる状態にあつた鉄道が、政府並びに国鉄当局の努力によつて次第に復興の姿をあげ、祖国再建はまず鉄道からというべき道をたどり、今やその収入と支出のバランスがとれる状態と相なつたのであります。これに加えて、国鉄従事員の勤労意欲も次第に旺盛となり、鉄道の補修や建設のために一大陸路であつた

資材も、今日においては需要を満たすに何らの困難を感じぬ実情であるのであります。電化の拡充についてもまた同様であります。これら諸種の條件並びに諸般の情勢にかんがみまして、新線の建設並びに電化の促進を積極的に行うべしとするのが本決議案であります。

わが国の資源は他の諸国に比べて貧弱であるといわれてはおりますが、なお開発すべきものは少くないのであります。これらの資源がいたずらに眠つておる原因は、もちろん多岐にわたるのであります。その最も大きな隘路は輸送と交通不便にあることは否定しがたい事実であります。しかるに一方におきましては、国土の有効利用と資源の開発とかいふ問題が重要な国策として真剣に取上げられ、これに伴い幾多の計画が考案せられておるのであります。そのいづれもが、これが実現をはかるためには交通と輸送とを前提条件としたておるのであります。この輸送交通は、道路による諸種の車等をもつてしてもできるようなものではありませんが、わが国土の立地条件、すなわち山は高く、谷は低く、複雑であり、狭くて長い国土の実情に即しまして、やはりその多くは鉄道によらざるを得ないのであります。

戦争前国鉄が着手していた路線で、戦争中に中止のやむなきに至つた建設線は五十余に上り、その中には五〇%

以上で上つたものが実に三十三線、五百五十キロに及んでおるのであります。そのうち三百六十五キロは、すでに路盤が完成したものであるのであります。かくのごときものを、そのまゝ荒廃にまかせておくことは、国家としても国民としても大きな損失であるといわねばなりません。もとより、狭小となつたわが国土に人口は著しく増加の一途をたどつておるのでありますから、外に對しましては貿易の振興をはかるべきであります。内において、何はさておいても輸送交通を盛んにして経済と産業の開発発展をはかることが第一であります。この見地から申しまして、さきに申しました路盤の完成いたしましたような鉄道をそのままにいたすことは、国策の上からも一大欠陥といふべきであります。ただし、私が申すところのものは、これら中止中の路線のみを急げというのではなく、交通と経済開発に必要な所を早く建設にかかれというのであります。

次に鉄道電化の状況を見ますと、鉄道新線の建設がほとんど顧みられないのに比べると、やや進展いたしておるのであります。なお国有鉄道総延長の約八割にすぎない状態であり、鉄道の電化は、その結果において石炭の増産とも相なるのであります。すなわち、鉄道において消費すべき石炭を他の産業に振り向けますならば、それ

だけ有効に利用し得る結果と相なるからであります。わが国経済の再建が石炭にまつところ多大であることは申すまでもありません。その石炭の最大の消費者たる国鉄の用炭の多寡は、ただちに経済再建に影響することはもとよりであります。

一体、汽車の蒸気運転そのものが現在においては非効率の代表的なものとされておるのは御承知の通りであります。これを救う唯一の道が電化にあることは、すでに識者の一致した意見であります。しかも、鉄道の電化はひとり経済再建に貢献するばかりでなく、国鉄といひまして、スピードによる時間の短縮、輸送力の増強、サービスの改善、石炭費、人件費の減少等、營業面、経営面に莫大な利点となつて現われるのであります。従つて、鉄道の電化は極力これが実現をはかる必要があるものであります。わが国は豊富な水力電源を有するのでありますから、これの開発をいたして、鉄道全線であつて漸次電化する方策を講ずべしとする意見は、まさに適當なものといわねばなりません。

ここに重ねて簡単に国有鉄道の状況を申し上げますならば、国民の協力による再三にわたる旅客運賃の値上げ、貨物運賃の改訂、企業合理化と従業員の勤勞意欲の向上等によりまして、その経営の前途は明るく相なつておるのであります。さらにつけ加えます

ならば、信濃川、山辺発電所の完成も近きにあるのであります。独立採算制の堅持や公共企業性の發揮等に関する議論は、従来しばしば繰返されたところであり、わが国有鉄道においては、その本来の使命たる公共性と国土開発という特殊な使命を深く強く堅持すべきであります。国鉄は国民の鉄道であります。最近国会や政府、国鉄に對する国民の諸願、陳情等の中に、路線の適切性と強い熱望とは、深くこれを顧み、これにこたえるところがなければなりません。

しかるに政府と国鉄当局とは、鉄道新線の建設並びに電化の必要はこれを承知いたし、また腹案も持ちながら、これに要する財源の捻出の困難さを理由にこれが積極的計画と推進とを行わないといふ深い印象を国民に與えておることは、遺憾にたえないのであります。何ゆゑに百尺竿頭一步を進めて、

国土総合開発の見地から、新機軸を出し、その道を開かないのであります。すなわち国有鉄道法には、鉄道建設のために債券の發行が許される規定があります。前の第七国会において、當時の大屋運輸大臣は、私の質問に答えて、この鉄道債券の發行は可能であることと、しかしそれを鉄道建設関係の地方民の希望に従つて引受けせしめることができることを明らかにせられておるのであります。現在までに、五つの県の県議會においては、その地

方に鉄道の建設が行われるならば、これに必要な債券の全部をその県において引受ける旨の決議を行い、これを當局に申し出てゐるものもあるほどの切実な要望があるのであります。また国有鉄道は公共事業の一つであり、従つて一般會計の公共事業費中から河川や道路、港湾等に支出すると同様に、鉄道建設や電化の費用を負担することも可能でありましよう。あるいはまた建設費の利息を補助することも可能でありましよう。その他積極的に計画を進めますならば、財源の捻出可能な道は開かれるはずであります。

終戦以來五年……

〔発言する者多し〕

○尾崎末吉君(統) 鉄道建設を必要とする諸君は聞きなさい。――退嬰と自讃と陰鬱の混迷の中からわれらが脱却して、積極と進進と明朗の中に国民の物心両面の生活を転換すべき道の一つは、鉄道の新線建設と電化の促進であるといふことができるのであります。政府と国鉄とはすみやかにこれが実行に移るべきを要望し、われらもまた全幅の協力をなすべきを誓つて、本決議の趣旨を表明いたします。全議員の賛成をこいねがうものであります。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第八は延期することに決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第八は延期することに決しました。

方、恩給改正に関する諸願外五百十二諸願

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際政府から発言を求められております。これを許します。運輸政務次官關谷勝利君。

〔政府委員關谷勝利君登壇〕

○政府委員(關谷勝利君) ただいま御決議に相なりました鉄道新線建設並びに鉄道電化に關しましての御趣旨は、まづたく同感であります。運輸当局といたしまして十分調査研究を進めておるのであります。早急に実現をいたすべく努力いたしたいと存じます。

(拍手)

○今村忠助君 日程第八は延期されんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第八は延期することに決しました。

方、恩給改正に関する諸願外五百十二諸願

○副議長(岩本信行君) 本日日程にありますが諸願を一括して議題といたします。

傷い、恩給改正に関する諸願外五百十二諸願に關する報告書

(本号の附録に掲載)

地方税法案不成立に伴う預金部資金融資利子の国庫負担等に関する請願（第七七六号）	同（第二五一号）	同（第三七〇号）	人形類に対する物品税撤廃の請願（第四八二号）	同（第五五三号）
同（第七七六号）	同（第二五三三三）	同（第三七一七号）	陶磁器に対する物品税撤廃の請願（第四八三三三）	同（第五五四号）
同（第七七六号）	同（第二五五五号）	同（第三三七三三）	水あめ及びぶどう糖に対する物品税撤廃の請願（第四八四四号）	同（第五五五号）
同（第七七六号）	同（第二五六六号）	同（第三三七四号）	同（第五五七二号）	同（第五五七号）
同（第七七六号）	同（第二五七号）	同（第三三三三三）	同（第五五七三三）	同（第五五八号）
揮発油税軽減に関する請願（第二二五号）	同外一件（第二五八号）	同（第三三三三三）	同（第五五七四号）	同（第五五九号）
同（第二二六号）	同外三件（第二五九号）	同（第三三三三三）	同（第五五七五号）	同（第五六〇号）
贈答版用未加工原紙に対する物品税免除の請願（第一六四号）	揮発油税撤廃若しくは軽減に関する請願（第二〇八号）	同（第三三三三三）	同（第五五七六号）	同（第五六一号）
釣用具類に対する物品税免除の請願（第一六五号）	基石及び著盤に対する物品税免除の請願（第二四七号）	同（第三三三三三）	同（第五五七七号）	同（第五六二号）
旧軍都転換特別措置に関する請願（第一六六号）	接収資産の再評価時期延期に関する請願（第二四八号）	同（第三三三三三）	同（第五五七八号）	同（第五六三三三）
同（第二〇七号）	衣服用及び頭髪用ブラシに対する物品税撤廃の請願（第三二六号）	同（第三三三三三）	同（第五五七九号）	同（第五六四号）
観音崎国際観光ホテル建設に米国対日援助見返資金融資の請願（第一六七号）	勤労学生の所得中一定額を学資金として非課税とする請願（第三二七号）	同（第三三三三三）	同（第五五八〇号）	同（第五六五号）
北村山郡北部に葉たばこ収納取扱所及び尾花沢販売所設置の請願（第一六八号）	揮発油税軽減に関する請願（第三二八号）	同（第三三三三三）	同（第五五八一号）	同（第五六六号）
勤労学生の所得中一定額を学資金として非課税とする請願（第一六九号）	同（第三二九号）	同（第三三三三三）	同（第五五八二号）	同（第五六七号）
同（第一七一〇号）	同（第三三〇号）	同（第三三三三三）	同（第五五八三三）	同（第五六八号）
同（第一七一〇号）	同（第三三一〇号）	同（第三三三三三）	同（第五五八四号）	同（第五六九号）
同（第一七一〇号）	同（第三三二〇号）	同（第三三三三三）	同（第五五八五号）	同（第五七〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三〇号）	同（第三三三三三）	同（第五五八六号）	同（第五七一〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五八七号）	同（第五七二〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五八八号）	同（第五七三〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五八九号）	同（第五七四〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九〇号）	同（第五七五〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九一〇号）	同（第五七六〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九二〇号）	同（第五七七〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九三〇号）	同（第五七八〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九四〇号）	同（第五七九〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九五〇号）	同（第五八〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九六〇号）	同（第五八一〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九七〇号）	同（第五八二〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九八〇号）	同（第五八三〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五五九九〇号）	同（第五八四〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六〇〇号）	同（第五八五〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六一〇号）	同（第五八六〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六二〇号）	同（第五八七〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六三〇号）	同（第五八八〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六四〇号）	同（第五八九〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六五〇号）	同（第五九〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六六〇号）	同（第五九一〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六七〇号）	同（第五九二〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六八〇号）	同（第五九三〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五六九〇号）	同（第五九四〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七〇〇号）	同（第五九五〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七一〇号）	同（第五九六〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七二〇号）	同（第五九七〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七三〇号）	同（第五九八〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七四〇号）	同（第五九九〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七五〇号）	同（第六〇〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七六〇号）	同（第六〇一〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七七〇号）	同（第六〇二〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七八〇号）	同（第六〇三〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五七九〇号）	同（第六〇四〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五八〇〇号）	同（第六〇五〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五八一〇号）	同（第六〇六〇号）
同（第一七一〇号）	同（第三三三三三）	同（第三三三三三）	同（第五八二〇号）	

狂犬病予防法案の一部を次のように修正する。

(登録)

第四條 犬の所有者は、厚生省令の

犬の所在地を管轄する都道府県知事
○市町村長(都の区に存する区域にあ
事)に○犬の登録を申請しなければ

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録

3 犬の所有者は、前項の鑑札を、
○交付しなければならぬ。

4 都道府県知事は、犬の登録につ

の手数料を徴収することができ
る。

第六條 予防員は、第四條に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を

注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めた

2 予防員は、前項の抑留を行つた

指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

するときは、第三條第二項の規

定を準用する。

4 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を抑留した場所を管轄する市町村長（東京都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後三日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、これを処分することができる。

7 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（隔離義務）
第九條 前條第一項の犬を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その所在の場所であつてその犬を隔離しなければならない。但し、人命に危険があつて緊急やむをえないときは、殺すことをさまたげない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（抑留所の設置）

第二十一條 都道府県知事は、第六條及び第十八條の規定により抑留した犬を收容するため、当該都道府県内に、厚生省令で定める基準により、犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

（政令で定める市）

第二十五條 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市については、「市」又は「市長」と読み替へるものとする。

但し、第八條第二項、第三項及び第十五條の規定については、この限りでない。

第五章 罰則

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反して検疫を受けない犬（第二條の規定により準用した場合における動物を含む。以下この章中同じ。）を輸出し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定に違反して犬についての届出をしなかつた者

三 第九條第一項の規定に違反して犬を隔離しなかつた者

○議長（幣原喜重郎君） 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

諸君、第八回国会は本日をもつて終了いたしました。炎暑の候にもかかわらず、諸君は連日勵精して慎重審議を盡し、よくその職責を果されたのであります。会期は比較的短期間でありましたが、しかも今期国会の使命を遺憾なく果し得ましたことは、まことに御同慶にたえません。諸君の御苦労に對し深く謝意を表する次第であります。これにて散會いたします。（拍手）
午後六時五十六分散會

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君
農林大臣 廣川 弘禪君
運輸大臣 山崎 猛君
國務大臣 林 讓治君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
大蔵政務次官 西川基五郎君
文部政務次官 水谷 昇君
運輸政務次官 關谷 勝利君
運輸省鉄道監督局長 足羽 則之君

請願日程

（内閣委員会）

一 傷い、恩給改正に関する請願（第二二七号）

二 国立大学附屬学校教員の恩給増額に関する請願（第五二〇号）

三 恩給法の一部改正に関する請願（第六五三三号）

（法務委員会）

一 白石町に簡易裁判所設置の請願（第七八号）

二 大河原町に宮城刑務所支所設置の請願（第九八号）

三 岡山地方法務局高梁支局庁舎建設に関する請願（第一八七号）

四 青森地方裁判所三本木支部設置に関する請願（第二九四号）

五 立川市に東京地方裁判所等の各支部設置に関する請願（第四六五号）

六 言論、出版、集会、デモの自由保障に関する請願外二件（第七八四号）

（外務委員会）

一 在外公館等借入金返還促進に関する請願（第四六六号）

二 同（第四六七号）

三 在外同胞引揚促進並びに留守家族の援護に関する請願（第六四九号）

四 講和促進に関する請願（第六五五号）

（大蔵委員会）

一 酒税引下げに関する請願（第四〇号）

二 同（第四一七号）

三 同（第四二二号）

四 同（第四三三号）

五 同（第四四四号）

六 同（第四五五号）

七 同外一件（第四六六号）

八 酒税引下げに関する請願（第四七号）

九 同（第四八号）

一〇 同（第四九号）

一一 同（第五〇号）

一二 同（第五四号）

一三 同（第五五号）

一四 同（第五六号）

一五 同（第五七号）

一六 同（第五八号）

一七 同（第五九号）

一八 同（第六〇号）

一九 同（第六二号）

二〇 同（第六三号）

二一 同外一件（第六三三号）

二二 同（第六四四号）

二三 同外一件（第六五五号）

二四 同（第六六六号）

二五 同（第六七七号）

二六 同（第六八八号）

二七 同（第六九九号）

二八 同（第七〇〇号）

二九 同（第七〇一號）

三〇 同（第七〇二號）

三一 同（第七〇三號）

三二 同（第七〇四號）

三三 同外三件（第七一三五号）

三四 同（第七一六六号）

三五 同（第七一七七号）

三六 同(第一七四号)	六九 同(第三七九号)	一〇二 同(第八五二号)	一三 標準義務教育費に関する法律制定促進並びに六・三制校舎整備費国庫補助増額に關する請願(第七四六号)	二八 針道村中学校舎建設費国庫補助に關する請願(第七四六号)
三七 同(第一七五号)	七〇 同(第三八〇号)	一〇三 同(第八五三三三)	一四 標準義務教育費に関する法律制定促進の請願(第三〇二二)	二九 昭和二十六年度教科書製造資金融資に關する請願(第七九一号)
三八 同(第一七六号)	七一 同(第三八二二)	一〇四 同(第八五四号)	一五 同(第三五七号)	一 佐世保九十九島等を国立公園に指定促進の請願(第九九号)
三九 同(第一七七号)	七二 同(第三八二二)	一〇五 同(第八五五号)	一六 教育功勞者の表彰に關する請願(第三五六号)	二 木花村から都井岬を経て福島灣に至る海岸地帯を国立公園に指定の請願(第三〇〇号)
四〇 同(第一七八号)	七三 同(第三八三三)	一〇六 同(第八五六号)	一七 六・三制校舎整備費国庫補助増額に關する請願(第三五八号)	三 岩手山八幡平周辺の山岳高原地帯を国立公園に指定の請願(第六一八号)
四一 同(第一七九号)	七四 同(第三八四四)	(文部委員会)	一八 同(第四二二二)	四 三陸海岸を国立公園に指定の請願(第六一九号)
四二 同(第一八〇号)	七五 同(第三八四四)	一 教育財政確立等に關する請願(第八八号)	一九 教育財政確立に關する請願(第四二三号)	五 舞鶴港に検査所設置促進並びにその暫定措置に關する請願(第六五九号)
四三 同(第一八〇号)	七六 同(第三八四四)	二 新制大学における厚生補導対策に關する請願(第九九号)	二〇 職業教育法制定に關する請願(第四五四号)	六 温泉法の一部改正に關する請願(第七七四号)
四四 同(第一六一号)	七七 同(第三八四四)	三 新制大学農学部に総合農業学科設置等の請願(第一〇号)	二一 公民館に對する国庫補助増額等に関する請願(第四五五号)	七 外地引揚齒科医師免許に關する請願(第六六号)
四五 同(第一六二二)	七八 同(第三八四四)	四 標準義務教育費に關する法律制定促進の請願(第一一五号)	二二 兩館市に文科系大学設置の請願(第四五六号)	八 同(第四七〇号)
四六 同(第一六三三)	七九 同(第三八四四)	五 同(第一二二二)	二三 岩手県に對する六・三制校舎整備費国庫補助増額並びに姉妹中学校建築補助金増額の請願(第五二二二)	九 同(第七二五号)
四七 同(第一六四四)	八〇 同(第三八四四)	六 同(第一二三三)	二四 六・三制校舎整備費国庫補助増額並びに標準義務教育費に關する法律制定の請願(第五二三三)	一〇 引揚醫師の國家試験受験回数制限緩和に關する請願(第六五二二)
四八 同(第一六五五)	八一 同(第三八四四)	七 大学管理法案要綱中一部修正に關する請願(第一二三三)	二五 平和記念章の制定普及に關する請願(第五一四四)	一一 患者の療養生活改善に關する請願(第六〇三三)
四九 同(第一六六六)	八二 同(第三八四四)	八 旧制各師範学校附屬校を新制大学附屬校に切替の請願(第一四四)	二六 国立長崎大学に夜間部設置に關する請願(第六九〇号)	一二 日本医療団清算剰余金を都道府県管移管病院整備費に
五〇 同(第一六七七)	八三 同(第三八四四)	九 国立大学附屬学校教員の諸給與改善増額に關する請願(第一五五)	二七 熊本大学に夜間大学設置の請願(第七四〇号)	
五一 同(第一六八八)	八四 同(第三八四四)	一〇 六・三制校舎整備費国庫補助増額並びに標準義務教育費に關する法律制定の請願(第一四四三)		
五二 同(第一六九九)	八五 同(第三八四四)	一一 六・三制校舎整備費国庫補助増額に關する請願(第二〇九号)		
五三 同(第一七〇〇)	八六 同(第三八四四)	一二 同(第二二〇号)		
五四 同(第一七一)	八七 同(第三八四四)			
五五 同(第一七二)	八八 同(第三八四四)			
五六 同(第一七三)	八九 同(第三八四四)			
五七 同(第一七四)	九〇 同(第三八四四)			
五八 同(第一七五)	九一 同(第三八四四)			
五九 同(第一七六)	九二 同(第三八四四)			
六〇 同(第一七七)	九三 同(第三八四四)			
六一 同(第一七八)	九四 同(第三八四四)			
六二 同(第一七九)	九五 同(第三八四四)			
六三 同(第一八〇)	九六 同(第三八四四)			
六四 同(第一八一)	九七 同(第三八四四)			
六五 同(第一八二)	九八 同(第三八四四)			
六六 同(第一八三)	九九 同(第三八四四)			
六七 同(第一八四)	一〇〇 同(第三八四四)			
六八 同(第一八五)	一〇一 同(第三八四四)			

一三	国立栃木病院敷地買上げに関する請願(第六四〇号)	三	宮崎県下農地等交換分合経費国庫補助増額の請願(第三六六号)	一九	大野原地区開拓事業促進に関する請願(第三四〇号)	三五	農業緊急対策に関する請願(第五三二号)	四九	家畜の価格保証に関する請願(第七〇八号)
一四	がんの治療法研究費国庫補助に関する請願(第七六二号)	四	宮崎県下災害耕地復旧事業費国庫補助増額及び預金部資金特別融資の請願(第三七号)	二〇	野井倉地区開拓事業促進に関する請願(第三四二号)	三六	宮崎県下国有林野拂下げに関する請願(第六〇二号)	五〇	農産物価格引上げに関する請願(第七一〇号)
一五	大津護国館改築に関する請願(第六七号)	五	麦類検査等級増設の請願(第三八八号)	二一	宮崎県下農地等交換分合経費国庫補助増額の請願(第三七号)	三七	土地改良事業に対する国庫助成並びに融資制度確立に関する請願(第六二二号)	五一	家畜衛生試験場東海支場設置に関する請願(第七三二号)
一六	同(第三三二号)	六	早稲米奨励金に関する請願(第六九号)	二二	結城郡下水害農家救済に関する請願(第三四四号)	三八	農林省東北地域農業試験場施設拡充に関する請願(第六二二号)	五二	農業災害補償制度改修に関する請願(第七五三三号)
一七	私営の社会事業団体に對し、公金支出の法律制定に関する請願(第二〇四号)	七	菓子用砂糖割増増加に関する請願(第一二二号)	二三	本郷村地内国有林と村有林との交換に関する請願(第四二二号)	三九	農地改革に伴う事務処理費国庫補助増額並びに適正配分に関する請願(第六二三号)	五三	尾白利加川地区国営かんがい事業計画の調査費に関する請願(第七五四号)
一八	厚生年金保険積立金の運用等に関する請願(第一八五号)	八	赤平町共和にため池築設の請願(第一二二号)	二四	見沼代用水路改良事業費国庫補助の請願(第四二二号)	四〇	木炭対策及び金融措置に関する請願(第六二四号)	五四	広島県の土地改良事業に補助金交付の請願(第七五五号)
一九	国民健康保険の事務費全額国庫負担並びに社会保障制度の全面実施に関する請願(第四〇〇号)	九	農業災害補償制度強化に関する請願(第一二二号)	二五	南予地区における農業特異性の解決策に関する請願(第四五二号)	四一	東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願(第六二五号)	五五	山城せき工事促進に関する請願(第七五七号)
二〇	国民健康保険の運営に関する請願(第六二八号)	一〇	岩川町内国営砂防工事に関する請願(第一五三三号)	二六	向原、豊永地区未墾地買収取消に関する請願(第四五二二号)	四二	農作物の栄養週期栽培法の普及実施促進に関する請願(第六三五号)	五六	農業災害補償制度強化に関する請願(第七六九号)
二一	引揚無縁故者住宅建設促進に関する請願(第六〇四号)	一一	鳥羽村地内国有林野貸下げに関する請願(第一九二二号)	二七	家畜衛生試験場東海支場設置に関する請願(第四五三三号)	四三	蘭糸師安定施策実施促進に関する請願(第六三六号)	五七	矢本町外六箇町村用水路改修事業費国庫補助の請願(第七九三三号)
二二	未帰還者家族の保護に関する請願(第六五〇号)	一二	山王海農業水利改良事業促進に関する請願(第二二二二号)	二八	岩手県の災害復旧費及び土地改良費国庫補助増額に関する請願(第五〇五号)	四四	主食の価格引下げ及び品質改善に関する請願(第六五四号)	五八	矢本町外六箇町村揚水機電化事業費国庫補助の請願(第七九四号)
二三	遺族の援護対策確立に関する請願外一件(第一八六号)	一三	豊沢川農業水利改良事業促進に関する請願(第二二二三号)	二九	北海道耕地改良事業助成に関する請願(第五二五号)	四五	農業協同組合に短期融資の請願(第六八七号)	五九	農業基本政策の確立等に関する請願(第八七〇号)
二四	遺族年金支給に関する請願(第二七九号)	一四	海部郡水利組合排水機管理維持費全額国庫負担の請願(第二二四号)	三〇	同(第五二六号)	四六	三豊郡下農業用水改良事業促進の請願(第六九二号)		
(農林委員会)		一五	土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願(第二九五号)	三一	北海道酸性土じょう改良事業助成に関する請願(第五二七号)	四七	農村金融対策確立に関する請願(第七〇二二号)	(水産委員会)	
一	東北地方の開拓事業に関する請願(第三二二号)	一六	岩中から宮原を経て松仁子に至る間に農道開設の請願(第二九六号)	三二	同(第五二八号)	四八	報奨物資の損失補償に関する請願(第七〇七号)	一	御宿漁港修築費国庫補助の請願(第三二二号)
二	宮崎県下土地改良事業費国庫補助増額の請願(第三五号)			三三	智頭町地内国有林拂下げに関する請願(第五一九号)			二	大沢村地内船入、築設費国庫負担の請願(第五八号)
				三四				三	会津川口に漁港築設の請願(第五九号)

- 四 逢井漁港に防波堤築設の請願(第六〇号)
- 五 伊串漁港に防波堤築設の請願(第六二号)
- 六 吳港周辺沈没船の引揚解体作業に伴う漁業上の損失補償に関する請願(第一一四号)
- 七 長部漁港修築に関する請願(第二八八号)
- 八 千田漁港防波堤築設費国庫補助の請願(第二八五号)
- 九 天売漁港修築に関する請願(第二八六号)
- 一〇 批島島に船だまり及び餌雑魚養殖場築設の請願(第三三九号)
- 一一 大根占船だまり修築の請願(第四九八号)
- 一二 小浜漁港船だまり施設拡充の請願(第四九九号)
- 一三 香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設実現促進の請願(第五〇〇号)
- 一四 香深港修築工事促進に関する請願(第五〇一号)
- 一五 漁船の災害補償制度強化に関する請願外一件(第五〇二号)
- 一六 漁船保険事業拡充強化に関する請願(第五〇三号)
- 一七 吳港周辺沈没船の引揚解体作業に伴う漁業上の損失補償に関する請願(第五〇四号)
- 一八 水産金融応急対策樹立に関する請願(第六三三号)
- 一九 平島村漁港修築に関する請願(第六三四号)
- 二〇 舞鶴漁港を第三種漁港に指定の請願(第六六〇号)
- 二一 大井漁港修築に関する請願(第六六六号)
- 二二 安良里漁港の護岸工事急速施行に関する請願(第六八八号)
- 二三 戦乱による漁船の損害補償実施に関する請願(第六九一号)
- 二四 黒島港災害復旧工事促進に関する請願(第六九八号)
- 二五 小伊津漁港修築に関する請願(第六九九号)
- 二六 水産金融対策確立に関する請願(第七〇四号)
- 二七 有明海漁業調整事務局設置に関する請願(第七〇五号)
- 二八 漁港の修繕修築並びに水産省設置等に関する請願(第七二三号)
- 二九 蛇田町に漁港築設の請願(第七一九号)
- 三〇 豊浜漁港修築費国庫補助の請願(第七三九号)
- 三一 大沢村地内船入ま、築設工事国費施行の請願(第七五九号)
- 三二 三重漁港築設の請願(第七六四号)
- 三三 北海道におけるさけ、ますふ化事業助成に関する請願(第七九八号)
- 三四 知多半島西浦地区に漁港築設の請願(第八〇二号)
- 三五 大分県下荒瀬漁場復旧費国庫補助の請願(第八六九号)
- (通商産業委員会)
- 一 中小企業対策に関する請願(第一号)
- 二 横浜繊維製品検査所川俣支所の本所昇格並びに小高支所設置促進の請願(第一号)
- 三 木材防腐加工処理の法制化に関する請願(第七九号)
- 四 北海道特産品を取引所上場商品に指定並びに小樽市に商品取引所設置の請願(第八〇号)
- 五 復元又は新規の無登録機械設置許可に関する請願(第一一三三号)
- 六 中小企業共同施設助成金増額に関する請願(第一四〇号)
- 七 絹、人絹織物工業に対する電力割当増加に関する請願(第一四一号)
- 八 久瀬村地内発電所建設工事再開促進に関する請願(第一四二二号)
- 九 福井県織物工業協同組合共同施設建築費融資に関する請願(第一八一号)
- 一〇 絹人絹織物工業の経済自立に関する請願(第一八二二号)
- 一一 絹人絹織物の輸出振興対策に関する請願(第一八三三号)
- 一二 農業用電力料金引下げの請願(第二〇五号)
- 一三 電力割当に関する請願(第二〇六号)
- 一四 岩手山ろく電源開発事業促進に関する請願(第二一五号)
- 一五 津島市に小型自動車競走場設置の請願(第二二六号)
- 一六 織物工業に対する電力割当量増加に関する請願(第二一七号)
- 一七 上樺太電源開発工事促進に関する請願(第三五九号)
- 一八 九州地方の電気事業再編成に関する請願(第四〇一号)
- 一九 元素野町外四箇町管電氣事業復元にに関する請願(第四〇二二号)
- 二〇 神戸繊維製品検査所広島支所設置に関する請願(第四〇三三号)
- 二一 同(第四〇四号)
- 二二 中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願(第五三三三号)
- 二三 中小企業緊急金融対策等に関する請願(第五三四四号)
- 二四 農業用電力に関する請願(第五三五五号)
- 二五 農業用排水電力に関する請願(第五三六六号)
- 二六 岩手県に電氣計器調整所並びに電氣試験場設置の請願(第六一五号)
- 二七 中小企業者に対する金融措置並びに国庫補助増額に関する請願(第六三三三号)
- 二八 離島における電力増強並びに点検時間延長に関する請願(第七〇三三号)
- 二九 農業用電力確保並びに料金引下げに関する請願外三件(第七四三三号)
- 三〇 電氣工事法制定に関する請願(第七六六号)
- 三一 雨龍村自家発電所建設費国庫補助の請願(第七六七号)
- 三二 賦上発電所を京都市に復元の請願(第七七六号)
- 三三 明塚発電所建設促進の請願(第七七八号)
- (運輸委員会)
- 一 下関鉄道管理局設置の請願(第二四号)
- 二 同(第二五号)
- 三 仙台貨物駅建設に関する請願(第二六号)
- 四 国有鉄道無賃乗車規定復活に関する請願(第五四四号)
- 五 六日町、五日町両駅間に停車場設置の請願(第五五五号)
- 六 北海道港湾修築費負担の特例設定に関する請願(第五六六号)
- 七 北海道港湾修築費全額国庫負担の請願(第五七七号)
- 八 千葉、銚子間にガスカイ運転又は列車増発の請願(第一〇二二号)

九	今須村に停車場設置の請願 (第一〇三三號)	二四	浜松、米原間鐵道電化促進 の請願(第一一九號)	三九	岩川、國分兩駅間に鐵道敷 設の請願(第三四六號)	五四	尼崎港に臨港鐵道敷設促進 の請願(第四六一號)	六九	甲府鐵道管理局設置の請願 (第六四五號)
一〇	宮崎縣に鐵道管理局設置の 請願(第一〇四號)	二五	岩本、沼田兩駅間上越線路 線變更に関する請願(第二 二〇號)	四〇	志布志港修築工事促進に関 する請願(第三四七號)	五五	古河、栗橋兩駅間信号所を 停車場に變更の請願(第四 六二號)	七〇	舞鶴港の掃海突施並びに安 全宣言に関する請願(第六 一六號)
一一	岩内駅から島野、磯谷、歌 葉及び藤岸各村を経て黒松 内駅に至る間に鐵道敷設の 請願(第一〇五號)	二六	羽咋、水見間鐵道敷設促進 の請願(第三二二號)	四一	陶石粘土の貨物運賃等級引 下げの請願(第三四八號)	五六	海運局大分支局津久見出張 所を海運局支局に昇格の請 願(第四六三號)	七一	元名古原鐵道西尾線復活に 関する請願(第六六三號)
一二	岡(第一〇六號)	二七	小平瀬鼻及び平瀬に燈台設 置の請願(第三二三號)	四二	智頭、上郡間鐵道敷設促進 の請願(第三四九號)	五七	鹿屋市地内鐵道線路排水施 設完備に関する請願(第四 六四號)	七二	細島港及び油津港を重要港 灣に指定の請願(第六六四 號)
一三	都城、隼人兩駅間客車増発 の請願(第一四五號)	二八	北川村地内日豊線踏切改良 に関する請願(第三二三號)	四三	赤穂線敷設促進の請願(第 三五〇號)	五八	荒海、海ノ原間鐵道敷設促 進の請願(第五二二號)	七三	真岡線を特定線区に指定反 對の請願(第六七六號)
一四	宇都宮鐵道管理局設置の請 願(第一四六號)	二九	三陸沿岸鐵道敷設促進の請 願(第三二四號)	四四	豊浦町、定山溪間に鐵道敷 設の請願(第三八九號)	五九	野沢、西方兩駅間鐵道敷設 促進の請願(第五二二號)	七四	白河、仙合間鐵道電化促進 の請願(第六八〇號)
一五	國營自動車拂下げ反對の請 願(第一四七號)	三〇	名洗遊難港敷設に関する請 願(第三二五號)	四五	同(第三九〇號)	六〇	花咲燈台に警信号所設置の 請願(第五二三號)	七五	日詰、古館兩駅間に簡易停 車場設置の請願(第六八一 號)
一六	木材薪炭の貨物運賃軽減の 請願(第一四八號)	三一	國有鐵道無賃乗車規定復活 に関する請願(第三二六號)	四六	日南市油津海上保安部に無 線通信所設置の請願(第三 九一號)	六一	神津島に燈台設置の請願 (第五二四號)	七六	湯沢、本莊間鐵道敷設の請 願(第六八二號)
一七	清水港を重要港灣に指定の 請願(第一九三號)	三二	天竜島に養魚裝置の燈台設 置に関する請願(第三二八 號)	四七	志佐町から上志佐村を経て 吉井村に至る間に鐵道敷設 促進の請願(第三九二號)	六二	宮古、久慈間鐵道敷設促進 の請願(第六〇六號)	七七	市營乘合自動車と併行路線 運輸反對に関する請願(第 六八三號)
一八	谷地町に定期乘合自動車會 社新設に関する請願(第一 九四號)	三三	都井岬を主局とする無線標 識施設設置促進の請願(第 二八九號)	四八	熊本県下機帆船燃料油増配 に関する請願(第三九三號)	六三	陸中黒崎に燈台設置の請願 (第六〇七號)	七八	石生駅に準急列車停車の請 願(第六八四號)
一九	上田、長野原間鐵道敷設促 進の請願(第一九五號)	三四	大間、大畑間鐵道敷設促進 の請願(第一九〇號)	四九	智頭、上郡間鐵道敷設促進 の請願(第三九四號)	六四	石鏡に航路標識設置の請願 (第六〇八號)	七九	日本國有鐵道法の一部改正 に関する請願(第六九六號)
二〇	松島、利府兩駅間列車運行 削減又は廃止案反對に関す る請願(第一九六號)	三五	宇都宮鐵道管理局設置の請 願(第一九一號)	五〇	輸入食糧仲雜港として八戸 港利用に関する請願(第四 五七號)	六五	布施田沖に航路標識設置の 請願(第六〇九號)	八〇	神戸始発急行列車復活に関 する請願(第七〇〇號)
二一	前谷地起点三陸鐵道敷設促 進の請願外一件(第一九七 號)	三六	日本國有鐵道法の一部改正 に関する請願(第一九二號)	五一	豊肥線三重、豊後萩兩駅間 を大分鐵道管理局管内に編 入の請願(第四五八號)	六六	湊浦港修築に関する請願 (第六一〇號)	八一	日豊線小倉、行橋駅間復線 化並びに電化促進に関する 請願(第七一六號)
二二	江迎港に臨港鐵道敷設の請 願(第一二七號)	三七	日中、西米沢間鐵道路線一 部變更並びに同線敷設促進 の請願(第一九三號)	五二	湯本駅に、線橋架設並びに 東口昇降口設置の請願(第 四五九號)	六七	三陸沿岸鐵道敷設促進の請 願(第六一六號)	八二	札幌線復元に関する請願 (第七一八號)
二三	鐵道線路の防音統統裝置に 関する請願(第二一八號)	三八	仙台駅東昇降口設置促進の 請願(第三四五號)	五三	尼崎港改良工事促進に関す る請願(第四六〇號)				

- 八三 宇都宮鉄道管理局設置の請願(第七二七号)
- 八四 能勢電気軌道路線延長に関する請願(第七一九号)
- 八五 沼津駅の営業区域存続に関する請願(第七三四号)
- 八六 野岩羽線全通促進に関する請願(第七三六号)
- 八七 舞鶴港の修築整備促進に関する請願(第七四一号)
- 八八 橋場線開通促進の請願(第七四九号)
- 八九 黒木町から矢部村に至る間に鉄道敷設の請願(第七五二号)
- 九〇 池袋、神田間地下鉄計画設計変更に関する請願外二件(第七五二号)
- 九一 伊予小松駅に、線橋架設の請願(第七七九号)
- 九二 三江線建設予定路線の一部変更並びに沢谷村地内に停車場設置の請願(第七八九号)
- 九三 西炭の貨物運賃軽減に関する請願(第七八八号)
- 九四 三江鉄道及び広浜鉄道敷設促進の請願(第七八九号)
- 九五 国鉄武豊線を師崎まで延長の請願(第七九九号)
- 九六 長倉、大子間鉄道敷設促進の請願(第八六四号)
- 九七 綾部、福知山西駅間列車連絡改善の請願(第八六八号)

- (郵政委員会)
- 一 簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(第五五号)
- 二 同(第六六号)
- 三 同(第七七号)
- 四 同(第五一五号)
- 五 同(第五二二号)
- 六 同(第一〇九号)
- 七 高梁町に普通郵便局設置の請願(第一八九号)
- 八 簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(第一九〇号)
- 九 同(第一七八号)
- 一〇 宇都宮市吉野町に簡易郵便局設置の請願(第二九七号)
- 一一 簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(第二九九号)
- 一二 同(第四〇八号)
- 一三 同(第四〇九号)
- 一四 南瀬高駅前に無集配特定郵便局設置の請願(第四〇五号)
- 一五 日暮里町八丁目に特定郵便局設置の請願(第四〇六号)
- 一六 西志布志村地内通山に郵便局設置の請願(第四〇七号)
- 一七 簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(第四七一七号)
- 一八 簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(第四七二二号)

- (電気通信委員会)
- 一九 同外一件(第五一九号)
- 二〇 同(第六七八号)
- 二一 同(第六七九号)
- 二二 同(第八〇八号)
- 二三 室田町大字上室田に特定郵便局設置の請願(第七三〇号)
- 一 川俣局電話回線増設の請願(第一六六号)
- 二 米子、岡山間に専用電話ケーブル架設の請願(第一四四号)
- 三 高梁町に電報電話局設置の請願(第一八八号)
- 四 岐阜県沼田町市外電話回線増設及び那加、駒沼間市外電話回線架設の請願(第二三〇号)
- 五 大隅地区の電話線増設及び新設に関する請願(第三五四号)
- 六 宮崎、都城間及び宮崎、延岡、佐伯間市外電話地下ケーブル敷設促進の請願(第三五五号)
- 七 佐賀電話局の局舎新築並びに電話交換方式改善促進の請願(第四一〇号)
- 八 四日市電話局移転に関する請願(第四六八号)
- 九 足立電話局を東京局区域に編入促進の請願(第七一四号)
- 一〇 蘇原町全域を那加電話局の普通加入区域に編入の請願(第八〇〇号)

- (建設委員会)
- 一 福島、太田西橋を永久橋に架設促進の請願(第一八八号)
- 二 宮崎、延岡両市間国道路線変更の請願(第一九号)
- 三 御津、吉備西郡下災害地に砂防工事施行の請願(第二〇号)
- 四 新倉、身延間県道を奈良田まで延長並びに新倉、奈良田間道路改修の請願(第二一号)
- 五 阿武隈川下流改修工事促進の請願(第二二二号)
- 六 五ヶ瀬川を河川法適用河川に認定並びに国道直轄改修工事施行の請願(第二三三号)
- 七 千谷島地内信濃川に堤防架設の請願(第六二二号)
- 八 古座川に遊水えん堤架設の請願(第六二二号)
- 九 袋井地域の災害復旧及び原野谷川水系各河川の治水対策に関する請願(第六四四号)
- 一〇 南九州総合開発事業促進に関する請願(第一一五号)
- 一一 水防法の一部改正に関する請願(第一一六号)
- 一二 釣川改修の請願(第一一七号)
- 一三 迫川下流治水対策に関する請願(第一一八号)
- 一四 国道十三号線中岐阜県構内に地下道開設の請願(第一一九号)

- 一五 国分川改修の請願(第一五四号)
- 一六 本宮町附近阿武隈川改修工事促進の請願(第一五五号)
- 一七 浜松市の特別都市計画事業年度繰上げ施行の請願(第一五六号)
- 一八 木曾川上流改修工事促進の請願(第一九八号)
- 一九 落合村地内砂防工事促進の請願(第一九九号)
- 二〇 横山村から五箇庄村を経て南保村に至る間の道路を県道に編入の請願(第二〇〇号)
- 二一 木曾川下流改修工事促進の請願(第二二八号)
- 二二 千保川上流改修工事促進の請願(第二二八号)
- 二三 高岡、石動間国道十一号線改修の請願(第二二八号)
- 二四 川俣村地内利根川堤防拡張工事対策に関する請願(第二八三三号)
- 二五 河川改修に伴う附帯工事費の負担に関する請願(第二八四四号)
- 二六 船戸時にトンネル開設の請願(第三三三三号)
- 二七 明治橋下流北上川両岸に堤防架設の請願(第三三三三号)
- 二八 最上川中流及び支流改修工事施行促進に関する請願(第三三四四号)
- 二九 同(第三三五五号)

- 三〇 江花川改修の請願(第三三六号)
- 三一 松山市に國際觀光溫泉文化都市建設法適用の請願(第三三七号)
- 三二 雲仙國立公園循環觀光道路開設促進等に関する請願(第三三八号)
- 三三 関、大山間県道職員出張並びに田原橋架替の請願(第三三八号)
- 三四 長良川千足橋架設促進の請願(第三九五号)
- 三五 川内川総合開発に関する請願(第三九六号)
- 三六 花里ダム建設に関する請願(第三九七号)
- 三七 戦災復興事業費國庫補助率復元に関する請願(第三九八号)
- 三八 災害復旧費の査定標準是正に関する請願(第三九九号)
- 三九 川原、大矢崎間道路開設に関する請願(第四四七号)
- 四〇 竹枝村地内旭川堤防復旧対策に関する請願(第四四八号)
- 四一 上野、島羽兩村地内小貝川堤防修築の請願(第四四九号)
- 四二 鹿屋川及び大給良川改修工事促進の請願(第四五〇号)
- 四三 北上川治水及び災害復旧予算増額並びに姉妹堤防工事促進の請願(第五〇六号)
- 四四 熊野川総合開発計画実現促進に関する請願(第五〇七号)
- 四五 美濃橋架替の請願(第五〇八号)
- 四六 同(第五〇九号)
- 四七 新潟県下の地すべり防止対策に関する請願(第五一〇号)
- 四八 中頸城郡下各河川に砂防工事施行の請願(第五一一号)
- 四九 道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設促進の請願(第六一二号)
- 五〇 北上川上流改修工事促進の請願(第六一三号)
- 五一 災害復旧事業費國庫負担増額に関する請願(第六一四号)
- 五二 石狩、苫小牧間内陸運河開設及び運河地帯の濕地干拓に関する請願(第六三九号)
- 五三 戦災復興五箇年計画事業促進に関する請願(第六四七号)
- 五四 国道二十号線中戸倉峠、山崎町間及び追分、石倉兩峠間改修の請願(第六六九号)
- 五五 国道二号线改良工事促進の請願(第六七〇号)
- 五六 別府、長崎間國際觀光道路予定線に支線追加の請願(第六七二号)
- 五七 岩崎川砂防工事継続施行の請願(第六七三三三)
- 五八 災害防除施設費予算増額に関する請願(第六七四号)
- 五九 同(第六七七号)
- 六〇 杉田川改修工事施行の請願(第六七五号)
- 六一 諏訪地方の水害対策に関する請願(第六九五号)
- 六二 五島列島総合開発促進に関する請願(第七〇六号)
- 六三 大鳳川改修の請願(第七一二号)
- 六四 於札内川上流に砂防工事施行並びに下流改修の請願(第七二〇号)
- 六五 雨龍、江部乙兩村間の石狩川に架橋促進の請願(第七二二一)
- 六六 浦臼、奈井江兩村間の石狩川に架橋の請願(第七二三二)
- 六七 幌向運河切替工事並びに附帯工事促進の請願(第七二三三)
- 六八 戦災復興五箇年計画事業促進に関する請願(第七二四号)
- 六九 天龍川上流水害対策に関する請願(第七三三三)
- 七〇 天龍川水系中小河川改修の請願(第七三三三)
- 七一 湯ヶ島、仁科間に産業道路開設の請願(第七三五五)
- 七二 江戸川改修工事に伴う閑宿町住民の移転先確保に関する請願(第七五六六)
- 七三 光徳村の鉄道用地内橋りよ、改修に関する請願(第七六五五)
- 七四 宇都宮から今市及び若松を経て米沢に至る県道を国道に編入の請願(第七八五五)
- 七五 町村道戸河内線中一部改修工事施行促進の請願(第七九〇号)
- 七六 房総半島西部幹線道路改修工事促進並びに国道編入に関する請願(第七九二二)
- 七七 国道二号线中船坂峠改修工事施行促進の請願(第七九五五)
- 七八 阿賀川改修工事に伴う川西村長井部落の損害補償に関する請願(第八〇一一)
- 七九 福知山市、小夜久野村間国道十八号線改修工事施行の請願(第八〇五五)
- 八〇 京都府地内国道十八号線改良工事施行の請願(第八〇六六)
- 八一 砂沢川上流に砂防えん堤築設の請願(第八六六六)
- (経済安定委員会)
- 一 肥料値上げ反対に関する請願(第三三三三)
- 二 同(第三三四号)
- 三 同(第六八六六)
- (朗読を省略した報告)
- 一、去る二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
阿波丸事件の見舞金に関する法律
- 一、去る二十九日本院は全國選舉管理委員會の委員を次の通り指名議決し、その旨参議院に通知した。
白石 古京君(野村秀雄君補欠)
一、去る二十九日本院は北海道開発審議會委員篠田弘作君辭任につきその補欠として吉米地英俊君を指名することと議決し、その旨内閣に通知した。
一、去る二十九日本院は衆議院議員庄司一郎君及び参議院議員宮城タマヨ君が更生保護事業審議會委員に就くことができることを議決し、その旨参議院に通知した。
一、去る二十九日本院は参議院議員高橋龍太郎君及び岡山縣勝見君が中央災害救助対策協議會委員に就くことができることを議決し、その旨参議院に通知した。
一、去る二十九日本院は文化財保護委員會委員に高橋誠一郎君、細川護立君、矢代幸雄君、一万田尚登君及び有光次郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。
一、去る二十八日、内閣総理大臣から旧軍港市国有財産処理審議會委員に荒井誠一郎君、長崎英造君、野村秀雄君、堀越三三君及び山田義見君を任命したので旧軍港市転換法第六條第四項の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。
一、去る二十八日、内閣総理大臣から漁港審議會委員に井出正孝君、川村善八郎君、橋本三郎君、飯島茂君、田村延一君、宮原庄助君、川口満義君及び横田泰三郎君を任命したので漁港法第九條第一項の規定により本

院の同意を得たい、なお、川村善八郎君については、現在衆議院議員であるから、国会法第三十九條但書の規定による議決をも併せて得たい旨の要請書を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る二十八日議長において承認した三橋則雄外一名を去る二十九日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

漁業法の一部を改正する法律

日本製鉄株式会社法廃止法

失業保険法の一部を改正する法律
船舶公団の共有持分の処理等に関する法律

証券取引法の一部を改正する法律
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

一、昨三十日国会において可決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、昨三十日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、昨三十日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は全国選挙管理委員会の委員を次の通り指名議決した旨の通知書を受領した。

白石 古京君(野村秀雄君補欠)

よつて国会は右の通り指名議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は同院議員野田卯一君が国立遺伝学研究所評議員会評議員に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は同院議員赤木正雄君が新聞出版用紙割当審議会委員に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は文化財保護委員会委員に高橋誠一郎君、細川護立君、矢代幸雄君、一萬田尚登君及び有光次郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十日、内閣総理大臣から国土総合開発審議会委員に本院議員庄司一郎君、同松野頼三君及び同吉田安

君を任命するについて国会法第三十九條但書の規定により国会の議決を得たい旨の要請書を受領した。

一、今三十一日、議員芦田均君外百三十名から次の通り、内閣総理大臣吉田茂君宛、臨時国会召集要求書を受領したので、即日幣原議長から右要求書を内閣に送付した。

臨時国会召集要求書
農村危機深化の現状に鑑み、緊急農村対策を樹立、実施するため政府は第八回国会の終了後速かに農業危機突破の臨時国会を召集するよう憲法第五十三條の規定により要求する。

昭和二十五年七月三十一日
芦田均外百三十名
方代表者 千葉 三郎
内閣総理大臣吉田茂殿

理由
経済安定計画の実施に伴い、農産物価格の相対的下落による農家所得の減少、農林金融の逼迫による農業経営の悪化、公共事業費その他農業に對する財政支出の縮減による長期増産計画の停頓、農村滞在失業者の増大、税制改革後に於ける依然たる農家負担の過重等、農村の経済はいよいよ危機に瀕し、農地の開闢、耕作権の放棄、農業協同組合の行詰り、商業資本の進出等憂慮すべき事態を生じている。

加うるに朝鮮軍需の勃発による食糧供給關係の重大な変化も予想されるので、この際政府は内外の事情を十分に検討し、破綻に類する農家の救済と食糧問題の解決のための対策を用意し、必要なる予算措置を講ずることは緊急の要務である。

これが要求を行う理由である。

一、今三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方税法

鉄道公安職員の職務に関する法律
関税法の一部を改正する法律
低性能船舶買入法

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律

土地家屋調査士法
土地台帳法等の一部を改正する法律
災害救助法の一部を改正する法律
飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

一、今三十一日国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の設置に關し承認を求めるの件

一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第二百六十一條により今三十一日内閣に送付

及び通知し、その旨参議院に通知した。

京都國際文化観光都市建設法
奈良國際文化観光都市建設法
横浜國際港都建設法
神戸國際港都建設法

一、今三十一日本院は衆議院議員庄司一郎君、同松野頼三君及び同吉田安君が国土総合開発審議会委員に就くことができることを議決し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院は旧軍港市固有財産処理審議会委員に荒井誠一郎君、長崎英造君、野村秀雄君、堀越頼三君及び山田義見君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、今三十一日本院は検察官適格審査予備委員加藤隆太郎君聘任につきその補欠として尾関謙一君を選挙した旨内閣に通知した。

一、今三十一日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は衆議院議員庄司一郎君及び参議院議員宮城タマヨ君が更生保護事業審議会委員に就くことができることを議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は同院議員高橋龍太郎君及び同山縣勝見君が中央災害救助対策協議会委員に就くことがで

きると議決した旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は旧軍港市国有財産処理審議会委員に荒井誠一郎君、長崎英造君、野村秀雄君、堀越順三君及び山田義見君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日佐藤参議院議長から幣原議長宛、参議院は漁港審議会委員に井出正幸君、川村善八郎君、橋英三郎君、鮫島茂君、田村延一君、宮原庄助君、川口満義君及び横田象三郎君を任命することに同意した、なお、川村善八郎君は衆議院議員であるから、国会法第三十九條但書の規定により同委員に就くことができる。と議決した旨の通知書を受領した。よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は同院の両院法規委員の委員長に鈴木直人君を互選した旨の通知書を受領した。一、去る二十九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

厚生委員会

理事 原田 雪松君(理事青柳一郎君去る二十九日理事辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 吉武 源市君(理事吉武源市君去る二十六日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山口六郎次君
地方行政委員 松本六太郎君
法務委員 佐藤 昌三君
外務委員 尾関 義一君
大蔵委員 渡部 義通君
文部委員 本間 俊一君
農林委員 柏原 義則君
厚生委員 高木 章君
平島 良一君

厚生委員 大石 武一君
大石 ヨシエ君
農林委員 川西 清君
通商産業委員 平野 三郎君
運輸委員 黒澤富次郎君
郵政委員 堀川 恭平君
労働委員 深澤 義守君
金原 舜二君
柳澤 善男君
堀原 俊郎君
大西 禎夫君
川上 貫一君

予算委員 細田 榮藏君
川上 貫一君
西村 榮一君
有田 二郎君
土井 直作君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

経済安定委員

細田 榮藏君
川上 貫一君
西村 榮一君
有田 二郎君
土井 直作君

予算委員

一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 平島 良一君
地方行政委員 大石 ヨシエ君
法務委員 飛嶋 繁君
外務委員 柏原 義則君
大蔵委員 風早八十二君
文部委員 有田 二郎君

農林委員 尾関 義一君
厚生委員 大石 武一君
山口六郎次君
高木 章君
堀川 恭平君
松本六太郎君
金原 舜二君
柳澤 善男君
渡部 義通君
堀原 俊郎君
大西 禎夫君
川上 貫一君

予算委員 細田 榮藏君
川上 貫一君
西村 榮一君
有田 二郎君
土井 直作君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 平島 良一君
地方行政委員 大石 ヨシエ君
法務委員 飛嶋 繁君
外務委員 柏原 義則君
大蔵委員 風早八十二君
文部委員 有田 二郎君
農林委員 尾関 義一君
厚生委員 大石 武一君
山口六郎次君
高木 章君
堀川 恭平君
松本六太郎君
金原 舜二君
柳澤 善男君
渡部 義通君
堀原 俊郎君
大西 禎夫君
川上 貫一君

決算委員

本間 俊一君
西村 榮一君
平島 良一君
大野 伴陸君
加藤隆太郎君
田中 重彌君
角田 幸吉君
飛嶋 繁君
柏原 義則君
尾関 義一君
細田 榮藏君
山口六郎次君
高木 章君
柳澤 善男君
堀原 俊郎君
玉置 實君
川西 清君
平野 三郎君
小平 久雄君
周東 英雄君
土井 直作君
西村 榮一君

内閣委員

一、昨三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 平島 良一君
内閣委員 大野 伴陸君
小澤佐重喜君
田中 重彌君
角田 幸吉君
飛嶋 繁君
柏原 義則君
尾関 義一君
細田 榮藏君
山口六郎次君
高木 章君
柳澤 善男君
堀原 俊郎君
玉置 實君
川西 清君
平野 三郎君
小平 久雄君
周東 英雄君
土井 直作君
西村 榮一君

予算委員 細田 榮藏君
川上 貫一君
西村 榮一君
有田 二郎君
土井 直作君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 平島 良一君
地方行政委員 大石 ヨシエ君
法務委員 飛嶋 繁君
外務委員 柏原 義則君
大蔵委員 風早八十二君
文部委員 有田 二郎君
農林委員 尾関 義一君
厚生委員 大石 武一君
山口六郎次君
高木 章君
堀川 恭平君
松本六太郎君
金原 舜二君
柳澤 善男君
渡部 義通君
堀原 俊郎君
大西 禎夫君
川上 貫一君

常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 山口六郎次君
人事委員 平島 良一君
高橋 權六君
天野 公義君
法務委員 大野 伴陸君
外務委員 佐藤 昌三君
文部委員 尾関 義一君
高木 章君
飛嶋 繁君
平島 良一君
大石 武一君
農林委員 川西 清君
運輸委員 黒澤富次郎君
郵政委員 今村長太郎君
労働委員 田中 重彌君
金原 舜二君
堀原 俊郎君
柳澤 善男君
加藤隆太郎君
細田 榮藏君
西村 榮一君
土井 直作君

一、今三十一日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 河原伊三郎君(理事川本末治君今三十一日理事辞任につきその補欠)

地方行政委員会

理事 河原伊三郎君(理事川本末治君今三十一日理事辞任につきその補欠)

地方行政委員会

理事 野村事太郎君（理事生田和

平君今三十一日理事辞任

につきその補欠）

理事 龍野喜一郎君（理事坂田十

一郎君今三十一日理事辞任

につきその補欠）

厚生委員会

理事 青柳 一磨君（理事原田雪

松君今三十一日理事辞任

につきその補欠）

理事 大石 武一君（理事大石武

一君去る二十九日委員辞任につきその補欠）

一、今三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

天野 公義君 角田 幸吉君

田中 豊君 高橋 權六君

玉置 實君 小平 久雄君

法務委員 大野 伴陸君

外務委員 武藤運十郎君 風早八十二君

通商産業委員 加藤 鑛造君 渡部 義通君

加藤 鑛造君 渡部 義通君

郵政委員 今村長太郎君 小澤佐重喜君

町上 貫一君 田中 重彌君

労働委員 建設委員 加藤隆太郎君 田中 豊君

経済安定委員 深澤 義守君

一、今三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

田中 重彌君 大野 伴陸君

加藤隆太郎君 小澤佐重喜君

今村長太郎君 田中 豊君

法務委員 角田 幸吉君

外務委員 加藤 鑛造君 渡部 義通君

通商産業委員 武藤運十郎君 風早八十二君

郵政委員 玉置 實君 高橋 權六君

深澤 義守君 天野 公義君

労働委員 建設委員 田中 豊君 小平 久雄君

田中 豊君 川上 貫一君

一、去る二十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

経済安定委員 災害地対策特別委員

一、去る二十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 橋本登美三郎君

一、昨三十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員 橋本登美三郎君

一、昨三十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員 江田斗米吉君

一、今三十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害地対策特別委員

江田斗米吉君

一、今三十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害地対策特別委員

橋本登美三郎君

一、去る二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（今澄勇君外二十名提出）

貴科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出）

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（大石武一君提出）

一、去る二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（今澄勇君外二十名提出）

貴科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出）

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（大石武一君提出）

一、去る二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（今澄勇君外二十名提出）

大蔵委員会 付託

狂犬病予防法案（原田雪松君外六名提出）

提出、衆法第二二一號

貴科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出）

衆法第二二三號

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（大石武一君提出）

衆法第二二三號

一、去る二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

横濱国際港都建設法案

神戸国際港都建設法案

狂犬病予防法案

貴科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十九日参議院に送付した内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

阿波丸事件の見舞金に関する法律案

法律案（大石武一君提出、衆法第一四一號）

以上三件 厚生委員会 付託

一、去る二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

横濱国際港都建設法案

神戸国際港都建設法案

狂犬病予防法案

貴科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、去る二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（今澄勇君外二十名提出）

一、去る二十九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

阿波丸事件の見舞金に関する法律案

一、昨三十日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

鉄道公安職員の職務に関する法律案

一、昨三十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

關稅法の一部を改正する法律案

低性能船舶買入法案

一、去る二十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

鉄道建設並びに電化促進に関する決議案

一、昨三十日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

横濱国際港都建設法案

神戸国際港都建設法案

漁業法の一部を改正する法律案

一、昨三十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法案

失業保険法の一部を改正する法律案

船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、昨三十日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、今三十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

協同組合による金融事業に關する法律の一部を改正する法律案

一、今三十一日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

狂犬病予防法案

一、今三十一日次の本院提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

鉄道公安職員の職務に關する法律案

一、今三十一日次の内閣提出案（参議院回付）に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

關稅法の一部を改正する法律案

低性能船舶買入法案

一、今三十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

昭和二十五年における教育委員會の委員の定例選舉の期日の特例等に關する法律案

一、今三十一日参議院において、次の

本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

土地家屋調査士法案

飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案

医師國家試驗予備試驗の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律案

一、今三十一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方稅法案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律案

一、今三十一日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の設置に關し承認を求めるの件

一、去る二十九日提出した緊急質問は次の通りである。

憲法の運営に關する緊急質問（佐瀬昌三君提出）

憲法擁護に關する緊急質問（鈴木義男君提出）

義勇軍に關する緊急質問（小川半次君提出）

一、去る二十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

電柱に關する質問主意書（河日陽一君提出）

保護司法吏施に關する質問主意書（山口好一君提出）

衆議院會議録第七号中正誤

頁段	行	誤	正
三三	六	機炭	機炭
六五	末三	りあます。	あります。
七三	六	臨当	臨当
八四	末〇	もまた	もまた
九一	三	先取られ	先に取られ
九二	六	今国会	今国会
九三	七	転嫁	転嫁
九四	三	苦痛をため	苦痛をなめ